時事新報定價
一年三百六十五日一日七錢休刊セズ其代價遞増
時事新報廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送付スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

撰挙の後日

前號の紙上にも述べたる如く今度の撰挙の案外に好結果なりしは誠に滿足至極なりと申す可し凡そ事は前例を引くものにして最初に一度悪風を開くときは其風とかく去り難きのみならず固一回ごとに次第に増長するの傾きあるものなり然るに我國初度の議員撰挙に好結果を得たるは單に一時の仕合に非ず天下後世永く其例に倣ふて餘澤を蒙るべき少なからざる可し我輩が國の爲めに敢て慶する所なれども勝を好み敗を惡むは人間の至情にして殊に他人と競爭するの場合には其情一層深からざるを得ず今回の一挙其表面は誠に無事平穏に済みたれども裏面に立入れば一方に勝たる得意者を現ずると同時に一方には負けたる失意者も多くして無聊に苦しむ其處に數月以來其人々の爲めに周旋奔走したる者の中には壯年血氣事を好むの輩もある可ければ理の當否は暫く置き只管他を傷けて其不平煩悶を漏さんとするの餘り失意者を煽動し些細の事に口實を求めて實は法廷を煩はすが如き輕挙なきを期す可らず左りとては大人しからぬ次第にして却て自家の體面を傷くるものと云はざるを得ず抑も撰挙の事たる青天白日男子の公爭なるが故に勝ちたるものは固より得意なる可しと雖も負けたる者も以て辱と爲るに足らず要は唯其手段の公明正大なるに在るのみ然るに其青天白日の爭に勝を制するみと能はざりしとて他の醜徴を摘發し法律の既定を藉りて私憤を漏さんとするは本來男兒の事に非ず例令へ他をして醜徴の所業あらしむるも其醜徴に立入りて之を摘發せんと試るは恰も咎に倣ふの手段にして幸に之に由て法律上に他を傷くるみとを得るも社會の公論は固より却る醜徴手段に賛成せざるが故に其結果は世の人望を損し人を傷くるの利器は却て身を傷くるにも至る可し既に男兒の事にあらず又智者の事あらざれば自ら其身の利害を顧みて大に遠慮する所あるべき可らず且つ又其勝敗なるものは永久の勝敗にして一生涯中、再びす可らざるものなりやと云ふに決して然らず勝負の長期は四箇年の定めあれば勝と云ひ敗と云ふも僅に四年間の事にして其曉に至れば雙方ともに平等一様の地位に復せざるを得ず左れば勝者とても其人其勝を頼む可らざるは勿論、敗者も一時の失敗に失望して敵愾の計に出づるみとなく前四年間に於て蓄ふる所の意氣を誇るみと大切なれ蓋し撰挙の事たる我國人民の未だ經驗せざる所にして其為れを言論した[illegible]を以て動ゆもすれば萬事不調にして[illegible]しは今更いふまでもなく今日より[illegible]ずれば其の場合には斯く〳〵の方略を運らし彼の時機に

は云々の手段を用ひたらば好かりしものを又と彊々の興業も腐中に浮ぶみとならん此点に於ては諸種の計略を工夫するとの同時に一方に於て廣く德望を養ふて後日の挙を爲す筆今後の四年間は公明正大なる手段を以て一方に於て廣く德望を養ふて後日の挙を爲す筆今後の四年間は公明正大なる手段を以て一方に於て廣く德望を養ふて後日の挙の歳月なれば此處暫く其情を忍耐して花々しき競爭を他年に期し今回の撰挙の結局をして無事平穏に終らしむるは日本國民の義務と云ふ可きあり

官報

叙官

御名御璽
明治二十三年七月十二日
勅令第百二十五號
官吏遺族扶助法納金收入規則
第一條　本年法律第四十四號官吏遺族扶助法第二條ニ依リ文官恩給法第上條ノ者ヨリ納ムヘキ金員ハ俸給ノ仕拂ノトキ金員ニ於テ之ヲ差引ヘキ但現金前渡ヲ受ケタル官吏ニ於テ俸給ノ仕拂ヲナストキハ其官吏ニ於テ之ヲ差引ヘシ○第二條　前條ニ依リ金額ヲ差引シタル金員ハ收入官吏ニ於テ差引シタル金員ハ其官吏ニ送付スヘシ○前條ニ依リ現金前渡ヲ受ケタル官吏ニ於テ差引シタル金員ハ納金報告書ヲ作リ之ヲ收入官吏ニ送付スヘシ○第三條　俸給ノ増減ニ依リ納金額変ヲ除ノ之ヲ收入官吏ニ送付スヘシ○第三條　俸給ノ増減ニ依リ既納ノ金ハ二箇不足ヲ生スルトキハ次期ノ俸給ヲ差引スヘシ「俸給ノ返納ヲ要スルトキハ其賞分ノ一ヲ納入ニ於テ差引スヘシ

大蔵大臣伯爵松方正義

内務省令第三號
市町村ノ人口ハ年年十二月末日調査ノ戸籍ニ依リ翌年官報ニ於テ告示シ之レヲ市町村制ニ記載スル最終調査ノ人口トス但告示ノ後市町村ヲ廃止シ又ハ其境界ヲ變更スルトキハ次回ノ告示ヲ待テ其市町村ヲ廢止シ又ハ其境界ヲ變更スル場合ニ限ルモノトス

明治二十三年七月十四日

○警視廳東京市告示
客月下旬以來長崎市ニ於テ虎列刺病發生シタルヲ以テ其筋ニ於テハ船舶檢査等豫防ノ方法ヲ實施セラレ府下ニ於テハ未タ嘗ツテ見ル ニ至ラズト雖本年ハ無且米價騰貴ノ爲メ自然種籾ノ不足ヲ